

健康保険委員だより

保険証の提示で
おトクになります▶

令和5年度 健康保険委員表彰式 を開催しました

令和5年11月28日(火)にロイヤルパインズホテル浦和において、協会けんぽと日本年金機構並びに厚生労働省関東信越厚生局との共催で年金委員・健康保険委員功労者表彰式を開催いたしました。

協会けんぽ埼玉支部では、健康保険事業の推進・発展のためにご尽力いただいている健康保険委員の方々の永年の活動やご功績に対しまして、11名の方を表彰させていただきました。

令和5年度受賞者の皆様

◆ 支部長表彰 11名 ◆

株式会社 東京すずらん	池ノ谷 幸枝 様
石坂産業 株式会社	石坂 知子 様
株式会社 光英科学研究所	大矢 健司 様
株式会社 エコーステーション	片岡 こず恵 様
株式会社 UCHIDA	小牧 美奈 様
株式会社 協和テクニカ	清水 研二郎 様
医療法人社団 清幸会	
行田中央総合病院	常深 広行 様
蕨商工会議所	長谷川 浩司 様
株式会社 ペリカン	原田 美代子 様

※公表に同意された方のみ掲載しております。

令和5年度
埼玉県年金委員・健康保険委員功労者表彰式

健康保険委員研修会の様子を動画で配信いたします



令和6年1月18日(木)に開催された健康保険委員研修会の動画を健康保険委員の皆様にもけて動画を**限定配信**いたします！

テーマ

「健康保険の事務手続きについて」

「さんぽセンターはじめてガイド～さんぽセンターってどんなところ？～」※埼玉産業保健総合支援センターよりメンタルヘルス事例紹介

視聴期間

令和6年3月1日(金)～令和6年3月31日(日)

▶動画視聴URLは2月下旬頃健康保険委員の皆様へ郵送にてお送りいたします。

マイナ保険証を一度使ってみませんか？

マイナンバーカードを健康保険証として利用登録することで、マイナンバーカードを使って医療機関を受診できます。マイナポータルで確定申告(医療費控除)に使える医療費情報が取得できたり、窓口で限度額以上の支払いが不要になるなどメリットがあります。

詳しくはホームページをご覧ください▶





スギ花粉症舌下免疫療法について

埼玉県医師会 常任理事 登坂 薫

1. スギ花粉症とは

スギ花粉症は2月から4月にかけて飛散するスギ花粉によって引き起こされるアレルギー症状の一つです。くしゃみ、鼻水、鼻づまり、目のかゆみが主症状です。1964年に初めて論文で発表されました。それまでスギ花粉症という概念はなかったんですね。スギ花粉は風に乗って100km位飛散します。関東地方は秩父、奥多摩、丹沢、房総半島南部、日光から飛んできます。多いときは山が黄色く見えます。

2. スギ花粉症の治療法(舌下免疫療法)

内服薬、点鼻薬の他に最近話題の舌下免疫療法があります。現在はガイドラインが出ており、重症度に応じた治療法の選択が行われています。

舌下免疫療法は、スギ花粉やダニなどのアレルゲンによるアレルギー性鼻炎を改善するための治療法です。患者は、毎日1回1錠、舌下にて1分間保持した後、飲み込みます。最低3年間、できれば5年間の投与を勧めています。副作用は口の中の腫れ・痒み・不快感、口唇の腫れ、喉の不快感などです。治療を続けていくうちにほとんど無くなります。アナフィラキシーショックはほとんどありません。治療効果は、1年目から非常に良いが38.5%もあり、5年目では非常に良いが47.5%、良い、やや良いも含むと92.5%の効果がありました。この治療法は保険適用となっており診察代と薬代がかかります。初回の診察代2,230円(3割負担の場合)、再診の診察代約690円(3割負担)、毎月の薬代 約2,000円(3割負担)が掛かります。毎月1回の通院が必要です。

3. 2024年春のスギ花粉飛散量予測

2024年春の花粉飛散量は、例年(過去10年の平均)通りと予測されています。しかし、毎年花粉量が増えており、過去10年の平均値が年々上昇しています。平成17年の大飛散から17年も経っていますので平年並みと言っても大飛散に近い飛散量となります。早めの対策をお願いします。

4. 予防策：花粉症のピーク時は治療に加えて、以下のような予防策を実践することが重要です。

- 1)花粉飛散情報が毎日出ているので活用しましょう。特に雨の日の翌日は、雨で地面に落ちた花粉が舞い上がりますので、要注意です。
- 2)マスクの着用：花粉を吸い込まないためにマスクを着用しましょう。コロナ流行時は、全員がマスクをしていたので花粉症はほとんど症状が出なくて済みました。
- 3)室内での対策：室内に花粉を持ち込まないために、衣服や髪を洗い室内を清潔に保ちましょう。

傷病手当金と老齢年金等の併給について

傷病手当金を受給している方が、老齢(退職)年金や障害厚生年金等を受けられる場合、傷病手当金は支給されません。ただし、年金の額が傷病手当金の額を下回るときはその差額が支給されます。

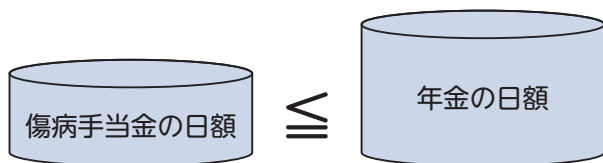
老齢(退職)年金を受けられる方

会社を退職後、傷病手当金を継続して受給している場合
→原則、傷病手当金は支給されません。ただし、老齢年金等の額の360分の1が傷病手当金の日額より低いときは、その差額が支給されます。

障害厚生年金を受けられる方

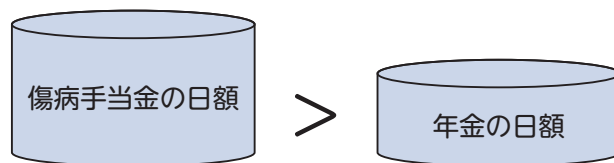
傷病手当金と同じ病気やケガで受給する場合
→原則、傷病手当金は支給されません。ただし、障害年金等の額の360分の1が傷病手当金の日額より低いときは、その差額が支給されます。

・傷病手当金の日額が年金の日額以下の場合



傷病手当金は支給されません

・傷病手当金の日額が年金の日額より高い場合



差額が支給されます

☑傷病手当金を受けた後に、さかのぼって老齢(退職)年金や障害厚生年金等を受給される場合

傷病手当金の受給期間と重複する部分について、傷病手当金の一部または全部を返還していただくことになります。

さかのぼって年金等を受給することになった場合は、速やかにその旨をご連絡ください。

(担当 業務グループ 048-658-5919)

退職後の健康保険のご案内

74歳までの被保険者(ご本人)様が退職などで健康保険の資格を喪失した場合は、**ご自身で次の健康保険への加入手続きが必要です。**

加入先	国民健康保険	協会けんぽの任意継続	ご家族の健康保険
手続先	お住まいの市区町村	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部	ご家族の勤務先
加入条件	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください	●退職日までに被保険者期間が継続して 2か月以上 あること ●退職日の翌日から 20日以内 に申請書類を提出すること(必着)	ご家族の勤務先にお問い合わせください(扶養の認定基準を満たす必要があります)
保険料	前年の所得、加入する世帯の人数等により決定 ※保険料の減免制度があります ※毎年見直しが行われます	在職時の 約2倍 (上限あり) ※原則2年間変わりません(保険料率の変更等を除く) ※被扶養者の保険料負担はありません。	保険料負担はありません

必ず双方の保険料を比較してください

任意継続制度をご利用される場合、

「任意継続資格取得申出書」をご提出ください。

申請書ダウンロード
はこちらから▶



事業主様へのお願い

任意継続制度の保険証は、日本年金機構から提供される資格喪失データを確認してからの交付となります。そのため、被保険者資格喪失届は従業員の退職後**5日以内**に日本年金機構へご提出ください。

※退職日が確認できる書類(退職証明書等)を添付することにより、資格喪失データの確認ができなくても、保険証の交付をすることが可能です。

お願い

ご退職時には

保険証の

回収

と

返却

をお願いします！

\\ 保険証が使えるのは //
退職日まで

誤って退職日の翌日以降に保険証を使用された場合は、協会けんぽが負担した医療費を、後日、ご退職された方へ直接返還請求しております。繰り返し請求をしても返還していただけない場合は、裁判所への督促申立てなど法的手続きをとることがあります。

事業主様・健康保険委員の皆様をお願いしたいこと

回収

ご退職または扶養から外れる加入者様の保険証は必ず回収して下さい。
ご退職される方の保険証は、被扶養者(ご家族)様の分もあわせて回収してください。

保険証が使えなくなる時

被保険者(ご本人)様

- 退職した日の【翌日】から
- ご本人様が75歳になった日から

被扶養者(ご家族)様

- 就職等により被扶養者でなくなった日から
- 被保険者が退職した日の【翌日】から
- 被扶養者ご自身が75歳になった日から
- 被保険者ご本人が75歳になった日から

返却

「被保険者資格喪失届」または「被扶養者(異動)届」に
回収した保険証を添付の上、日本年金機構へ必ずご返却ください。

❗ 電子申請の場合

電子申請の到達番号がわかる画面を添付の上、ご返却ください。

※喪失日は退職日の翌日です。届出の際には、日付等に誤りがないよう十分ご注意ください。

退職日の翌日以降、新しい保険証が
届く前に受診するときは

医療機関の窓口では、一旦医療費を全額(10割)支払い、新しい保険証を受け取った後に、自己負担分を除いた医療費が払い戻される療養費(立替払)の制度をご活用ください。(健康保険で認められない費用は除外されます。)

※マイナンバーカードに保険証情報の紐づけがされている場合、マイナンバーカードで受診出来る可能性があります。詳しくは協会けんぽのホームページをご覧ください。



全国健康保険協会 埼玉支部

協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp>

〒330-8686

埼玉県さいたま市大宮区錦町682-2

大宮情報文化センター(JACK大宮)16階

電話(代表)

048-658-5919